

2021年1月吉日

各位

株式会社 山口銀行

### 証書式預金の取扱廃止および関連規定の改定について

当行では2021年1月25日（月）より証書式による新たな預金のお預かりを廃止させていただきますのでお知らせいたします。

すでに証書式の預金をお持ちで、その預金の満期日が未到来の場合は、引き続き証書をお持ちいただけますが、お預け替えの際には通帳式に変更させていただきます。

対象となる預金商品と関連する規定は下記のとおりです。

今後もお客様にご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧をたまわりますようお願い申し上げます。

#### 【対象となる預金商品と関連規定】

	対象となる預金	関連規定
1	定期預金	①総合口座取引規定 ②定期預金共通規定 ③期日指定定期預金規定 ④自動継続期日指定定期預金規定 ⑤自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定 ⑥自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定 ⑦自由金利型定期預金規定 ⑧自動継続自由金利型定期預金規定 ⑨スーパー変動金利定期預金（単利型）規定 ⑩自動継続スーパー変動金利定期預金（単利型）規定 ⑪スーパー変動金利定期預金（複利型）規定 ⑫自動継続スーパー変動金利定期預金（複利型）規定
2	通知預金	①証書式通知預金規定 ②通知預金（特例型）規定（証書式）
3	外貨定期預金	①外貨定期預金規定

※関連規定の改定内容（対比表）は別紙をご参照ください。

以上

本件に関するお問合せ先  
山口フィナンシャルグループ IT統括部 担当：沖原  
TEL：(082) 258-9666

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

	対象となる規定	改訂前	改訂後
1	①総合口座取引規定	<p>18. 解約等 (1) (中略) なお、通帳に定期預金の記載がある場合 で、定期預金の残高があるときは、別途に 定期預金の<u>証書 (通帳)</u>を発行します。</p>	<p>18. 解約等 (1) (中略) なお、通帳に定期預金の記載がある場合 で、定期預金の残高があるときは、別途に 定期預金の<u>通帳</u>を発行します。</p>
	②定期預金共通規定	<p>2. 届出事項の変更、通帳・証書の再発行 等 (1) (中略) (2) 通帳、証書または印章を失った場合の この預金の元利金の支払いまたは<u>通 帳、証書</u>の再発行は、当行所定の手続を した後にを行います。</p>	<p>2. 届出事項の変更、<u>通帳・証書</u>の再発行 等 (1) (中略) (2) 通帳、証書または印章を失った場合の この預金の元利金の支払いまたは<u>通帳</u> の再発行は、当行所定の手続をした後 に行います。</p>
	③期日指定定期預金 規定	<p>3. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) 受入れた証券類が不渡りとなったと きは預金になりません。不渡りとなっ た証券類は、この預金の通帳の当該受 入れの記載を取消したうえ、<u>またはこ の預金の証書 (以下「証書」といいま す。)</u>と引換えに、受入店で返却しま す。</p>	<p>3. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) 受入れた証券類が不渡りとなったと きは預金になりません。不渡りとなっ た証券類は、この預金の通帳の当該受 入れの記載を取消したうえ、受入店で 返却します。</p>
	④自動継続期日指定 定期預金規定	<p>2. 自動継続 (1) この預金は、通帳記載または証書表 面記載(以下「証書記載」といいま す。)の最長お預り期限に自動的に期 日指定定期預金として継続します。 (以下省略)</p> <p>4. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) 受入れた証券類が不渡りとなったと きは預金になりません。不渡りとなっ た証券類は、この預金の通帳の当該受 入れの記載を取消したうえ、<u>またはこ の預金の証書 (以下「証書」といいま す。)</u>と引換えに、受入店で返却しま す。</p>	<p>2. 自動継続 (1) この預金は、通帳記載または証書表 面記載(以下「証書記載」といいま す。)の最長お預り期限に自動的に<u>通 帳式</u>の期日指定定期預金として継続し ます。 (以下省略)</p> <p>4. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) 受入れた証券類が不渡りとなったと きは預金になりません。不渡りとなっ た証券類は、この預金の通帳の当該受 入れの記載を取消したうえ、受入店で 返却します。</p>
	⑤自由金利型定期預 金 (M型) (スーパ ー定期) 規定	<p>2. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) 受入れた証券類が不渡りとなったと きは預金になりません。不渡りとなっ た証券類は、この預金の通帳の当該受 入れの記載を取消したうえ、<u>またはこ の預金の証書 (以下「証書」といいま す。)</u>と引換えに、受入店で返却しま す。</p>	<p>2. 証券類の受入れ (1) (中略) (2) 受入れた証券類が不渡りとなったと きは預金になりません。不渡りとなっ た証券類は、この預金の通帳の当該受 入れの記載を取消したうえ、受入店で 返却します。</p>

	対象となる規定	改訂前	改訂後
1		<p><b>5. 中間利息定期預金</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 中間利息定期預金については、証書式の場合は、<u>原則として</u>預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><b>5. 中間利息定期預金</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 中間利息定期預金については、証書式の場合は、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>(以下省略)</p>
	<p>⑥自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定</p>	<p><b>1. 自動継続</b></p> <p>(1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載または証書表面記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間、種類の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。</p> <p>(以下省略)</p> <p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書(以下「証書」といいます。)</u>と引換えに、受入店で返却します。</p> <p><b>5. 中間利息定期預金</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 中間利息定期預金については、証書式の場合は、<u>原則として</u>預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><b>1. 自動継続</b></p> <p>(1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載または証書表面記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間、種類の<u>通帳式</u>の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。</p> <p>(以下省略)</p> <p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。</p> <p><b>5. 中間利息定期預金</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 中間利息定期預金については、証書式の場合は、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>(以下省略)</p>
	<p>⑦自由金利型定期預金規定</p>	<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書(以下「証書」といいます。)</u>と引換えに、受入店で返却します。</p> <p><b>5. 中間利息定期預金</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 中間利息定期預金について、証書式の場合は、<u>原則として</u>預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。</p> <p><b>5. 中間利息定期預金</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 中間利息定期預金について、証書式の場合は、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>(以下省略)</p>

	対象となる規定	改訂前	改訂後
1	⑧ 自動継続自由金利型定期預金規定	<p><b>1. 自動継続</b></p> <p>(1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載または証書表面記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書(以下「証書」といいます。)</u>と引換えに、受入店で返却します。</p> <p><b>5. 中間利息定期預金</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 中間利息定期預金について、証書式の場合は、<b>原則として</b>預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><b>1. 自動継続</b></p> <p>(1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載または証書表面記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間の<b>通帳式の</b>自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。</p> <p><b>5. 中間利息定期預金</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 中間利息定期預金について、証書式の場合は、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>(以下省略)</p>
	⑨ スーパー変動金利定期預金(単利型)規定 ⑩ スーパー変動金利定期預金(複利型)規定	<p><b>3. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書(以下「証書」といいます。)</u>と引換えに、受入店で返却します。</p>	<p><b>3. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。</p>
	⑩ 自動継続スーパー変動金利定期預金(単利型)規定	<p><b>1. 自動継続</b></p> <p>(1) 自動継続スーパー変動金利定期預金(単利型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載または証書表面記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間のスーパー変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p><b>3. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなっ</p>	<p><b>1. 自動継続</b></p> <p>(1) 自動継続スーパー変動金利定期預金(単利型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載または証書表面記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間の<b>通帳式の</b>スーパー変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p><b>3. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなっ</p>

	対象となる規定	改訂前	改訂後
1		た証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、 <u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u> 受入店で返却します。	た証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。
	⑫自動継続スーパー変動金利定期預金（複利型）規定	<p><b>1. 自動継続</b></p> <p>(1) 自動継続スーパー変動金利定期預金（複利型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載または証書表面記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間のスーパー変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>（以下省略）</p> <p><b>3. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) （中略）</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u>受入店で返却します。</p>	<p><b>1. 自動継続</b></p> <p>(1) 自動継続スーパー変動金利定期預金（複利型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載または証書表面記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の<u>通帳式の</u>スーパー変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>（以下省略）</p> <p><b>3. 証券類の受入れ</b></p> <p>(1) （中略）</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。</p>
2	①証書式通知預金規定	<p><b>1. 預入れの最低金額</b></p> <p><u>この預金の預入れは1口50,000円以上とします。</u></p>	<u>削除（以下項番繰り上げ）</u>
	②通知預金（特例型）規定（証書式）	<p><b>2. 証券類の受入れ</b></p> <p><u>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u></p> <p><u>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、受入店で返却します。</u></p>	<u>削除（以下項番繰り上げ）</u>
3	①外貨定期預金規定	<p><b>9. 届出事項の変更、証書（または通帳）の再発行等</b></p> <p>(1) （中略）</p> <p>(2) 証書（または通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>証書（または通帳）</u>の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。</p> <p>(3) <u>証書（または通帳）</u>を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。</p>	<p><b>9. 届出事項の変更、証書（または通帳）の再発行等</b></p> <p>(1) （中略）</p> <p>(2) 証書（または通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>通帳</u>の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。</p> <p>(3) <u>通帳</u>を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。</p>

以 上